

第89号議案 令和7年度長崎市一般会計補正予算(第3号)

目次

ページ

《2款 総務費 3項 戸籍住民基本台帳費 1目 戸籍住民基本台帳費》

〔歳出の補正〕

中長期在留者等管理費 2 ～ 4

中央総合事務所

令和7年9月

予 算 説 明 書					事 業 名	補正額
ページ	款	項	目	番号		
24～25	2 総務費	3 戸籍住民 基本台帳費	1 戸籍住民 基本台帳費	1-1	中長期在留者等管理費	千円 6,195

1 事業目的

日本に在留する外国人の利便性向上と行政運営の効率化を図るため、在留カード及び特別永住者証明書（以下「在留カード等」という。）とマイナンバーカードの一体化（任意）を可能とするとともに、在留カード等の券面記載事項を見直すなど出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）等が改正された。

これにより、今までは在留カード等の券面に記載していた住所情報などを、在留カード等のICチップにも記録することが義務付けられたことから、外国人の届出を受け付ける各地域センター等窓口に、ICチップ記録用として住居地等記録端末及びICカードリーダーライタを設置するもの。

外国人住民登録者：5,168人（令和7年8月31日現在）

2 補正内容

国から交付される「中長期在留者住居地届出等事務委託費」が令和7年6月に示達された。

これにより、在留カード等のICチップに住所情報などを記録するための住居地等記録端末及びICカードリーダーライタの設置に係る予算を増額補正するもの。

単位：千円

項 目	内 容	事業費
備品購入費	・住居地等記録端末及びICカードリーダーライタ購入 @269,347円×23台 （各地域センター及び長浦・黒崎・池島事務所 計23か所）	6,195

3 スケジュール

	令和7年度					令和8年度		
	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
市町村による住居地等記録端末の調達	● 契約	→		● 納品				
出入国在留管理庁から住居地等書換アプリケーション配布				●				
改正入管法施行（予定）								●

※改正入管法施行期日：公布の日（令和6年6月21日）から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日

4 財源内訳

区 分	事 業 費	財 源 内 訳				
		国庫支出金※1	県支出金	地方債	その他※2	一般財源
当初予算	千円 2, 161	千円 2, 160	千円 —	千円 —	千円 1	千円 —
9月補正	6, 195	6, 195	—	—	—	—
補正後	8, 356	8, 355	—	—	1	—

※1 中長期在留者住居地届出等事務委託費（10/10）

※2 会計年度任用職員雇用保険料個人負担金

改正法の概要（マイナンバーカードと在留カードの一体化）

現状・課題

- ✓ 3月を超えて在留する外国人（原則）
 - ・在留カードが交付され、常時携帯義務あり。
 - ・住民登録され、マイナンバーカードも発行可能。
- ✓ 今後、マイナンバーカードの機能拡充が図られる予定。
- ✓ 在留カードに関する手続は地方入管、マイナンバーカードに関する手続は市町村の窓口となっており、在留期間の更新などがあった場合に、それぞれの手続場所へ赴く必要あり。

現行在留カード



現行マイナンバーカード



入管法

1. マイナンバーカードと在留カードを一体化（任意）

- 外国人の利便性を向上させることにより、共生社会の実現を目指す。
- 義務ではなく、二体化しないことも可能。

2. 一体化したカード（特定在留カード）の交付申請・交付手続

- 地方入管における在留手続（在留期間更新など）又は市町村窓口における住所地届出と同時にワンストップで特定在留カードの申請をし、交付を受けることを可能に。
- ※特別永住者が特別永住者証明書とマイナンバーカードを一体化した場合は、手続場所は引き続き市町村の窓口

3. 券面・有効期間

- 在留カードの記載事項のうち、即時視認の必要が高い項目を券面に記載。
- ※その他はICチップに記録
- 永住者の在留カードの有効期間をマイナンバーカードなどと同様に変更。

4. 電磁的記録の取扱いに関する規定を整備

特定在留カード（券面イメージ）

